

## 北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約

この条約の締約国は、  
北太平洋における溯河性魚類の系群が、主としてカナダ、日本国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の河川その他の水域に発生することを認め、  
これらの系群が、北太平洋の一部の区域で混交していることを認め、  
溯河性魚類の系群の発生する河川その他の水域の所在する国が、当該系群に関し第一義的利益及び責任を有することを認め、  
溯河性魚類の系群の漁業が、領海の幅を測定するための基線から二百海里以内の水域においてのみ行われるべきであることを認め、  
溯河性魚類の系群の母川国が、当該系群の保存及び管理のための良好な条件を設けるため、費用を支出し及び経済開発の機会を見送っていることを認め、  
北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための科学的調査の重要性を強調し、  
北太平洋における溯河性魚類の系群及び生態学上これに関連する種に関する科学的情報の取得、分析及び頒布を促進することを希望し、  
北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための努力を調整することを希望し、  
北太平洋における溯河性魚類の系群の保存を促進するための効果的な国際協力の機構を設立することを希望して、  
次のとおり協定した。

## 第 1 条

この条約が適用される区域（以下「条約区域」という。）は、北緯三十三度以北の北太平洋及び接続する諸海の水域であって領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する水域とする。この条約の下での活動は、科学的な目的のためには、北太平洋及び接続する諸海であって領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する区域において、条約区域の南に及ぶことがあることが了解される。

## 第 2 条

この条約の適用上、

1. 「溯河性魚類」とは、附属書の I に掲げる溯河性魚種の魚類であって条約区域内に回遊するものをいい、また、「溯河性魚類の系群」とは、当該魚類の系群をいう。
2. 「魚類」とは、ひれを有する魚類、軟体動物、甲殻類その他のすべての海産動植物（海産哺乳動物及び鳥類を除く。）をいう。
3. 「漁獲」とは、次の（a）及び（b）をいう。
  - （a）魚類を採捕すること又は魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動
  - （b）（a）に掲げる活動を準備し又は直接に補助するための海上における作業
4. 「対象とする漁獲」とは、特定の魚種又は特定の魚類の系群を対象とする漁獲をいう。
5. 「混獲」とは、ある魚種又はある魚類の系群を対象とする漁獲を行っている間に、他の魚種又は他の魚類の系群を採捕することをいう。
6. 「生態学上関連する種」とは、条約区域に存在する溯河性魚類の系群と関連を有する海産生物の種（当該系群を捕食する生物及び当該系群のえさとなる生物の双方を含むが、これらに限られない。）をいう。
7. 「原締約国」とは、第 17 条 1 に規定する国をいう。ただし、当該国がこの条約の締約国である場合に限る。

## 第 3 条

1. 条約区域において、
  - (a) 溯河性魚類を対象とする漁獲は、禁止する。
  - (b) 溯河性魚類の混獲は、附属書の II の規定に従い、可能な最大限度まで最小のものにとどめる。
  - (c) 溯河性魚類以外の魚類を対象とする漁獲を行っている間に混獲により採捕された溯河性魚類を漁獲を行う船舶上に保持することは、禁止する。また、そのようにして採捕された溯河性魚類は、直ちに海に戻されるものとする。
2. 1 の規定は、第 7 条の規定に従って行われる科学的調査を目的とする漁獲には、適用しない。
3. 締約国は、単独で又は共同して、国際法及びそれぞれの国内法に従い、この条約に規定された禁止事項に違反して採捕された溯河性魚類の取引を防止し、及びそのような取引に関与した者を処罰するため、適切な措置をとる。

## 第 4 条

1. 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶による漁獲の活動に関する事項であって条約区域内での溯河性魚類の系群の保存に不利な影響を与える可能性があるものについて、当該国又は団体の注意を喚起することに同意する。
2. 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶が行う漁獲の活動に関し、当該国又は団体がこの条約の規定に合致する法令を制定し及びこの条約の目的達成に協力することを奨励することに同意する。
3. 各締約国は、自国の法令の下で登録された船舶がこの条約の規定の遵守を回避する目的で登録を移転することを防止するため、適切な措置をとる。
4. 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体がその国民、住民又は船舶による条約区域における溯河性魚類を対象とする漁獲を防止し及び当該魚類の混獲を最小化

するように、国際法及びそれぞれの国内法に合致する措置をとることについて協力する。

## 第 5 条

1. 各締約国は、自国の国民及び自国の旗を掲げる漁獲を行う船舶がこの条約の規定を遵守することを確保するため、すべての必要な措置をとる。
2. いずれの締約国も、条約区域において、次の規定に従い、この条約の規定を実施することができる。
  - (a) いずれの締約国の正当に権限を有する公務員も、この条約の規定を実施するため、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び船上にある人に対して質問することを目的として、他の締約国の船舶であって溯河性魚類を対象とする漁獲又は当該魚類の混獲に従事していると信ずるに足りる相当の理由があるものに乗船することができる。その検査及び質問に当たっては、当該船舶の被る妨げ及び不便を最小のものにしなければならない。当該公務員は、船長の要求があったときは、各自の政府が発行した身分証明書を提示しなければならない。
  - (b) (a) に規定する公務員は、前記の人又は船舶が、現にこの条約の規定に違反して操業に従事しているとき又は当該公務員が乗船する前にそのような操業に明らかに従事したと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その人を逮捕し、又はその船舶を拿捕することができるものとし、また、必要な場合には、更に状況を調査することができる。当該公務員の所属する締約国は、前記の人又は船舶の所属する締約国にその逮捕又は拿捕を速やかに通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が相互に合意する場所でその人又は船舶をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、その通告を受領した締約国が直ちに引渡しを受けることができないときは、通告を行った締約国は、前記の人又は船舶の所属する締約国の権限を有する公務員が引渡しを受けるまで、

- 条約区域内又はいずれかの適当な港（当該通告を行う締約国がこの条約の他の締約国に対し通報を行うことによって事前に特定した港であって、当該通報の受領の後六十日以内に異議が出されなかったものに限る。）において当該逮捕又は拿捕を継続することができる。
- (c) (b) の通告を受領した締約国が引渡しを受けたときは、当該締約国の権限を有する公務員は、違反に対する適切な措置（裁判を含むが、これに限られない。）に要する証拠を得るために必要な調査を行うとともに、前記の人又は船舶がこの条約の規定に違反する操業を更に行うことを防止するために、当該漁期の残余の期間につき必要な措置を直ちにとる。当該措置には、当該船舶への取締官の配置、当該船舶が操業を許可されている区域の制限又は当該船舶の条約区域からの排除を含めることができる。
- (d) 前記の人又は船舶の所属する締約国の当局のみが、違反を裁判し、かつ、これに対する刑を科することができる。違反を証明するのに必要な証人及び証拠は、この条約の締約国の管轄下にある限り、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。また、当該裁判管轄権を有する締約国の行政当局は、これらの証人及び証拠を考慮し及び、適当な場合には、これらを利用しなければならない。この条約の締約国の関係法令に規定される刑は、第9条3の規定により北太平洋溯河性魚類委員会が行う提案を考慮して、違反の重大性に対応するものとしなければならない。
3. 締約国は、自国の漁獲を行う船舶が、いずれかの締約国の正当に権限を有する公務員により2の規定に従って行われる当該船舶への乗船及び当該船舶の検査を許容し及び助けること並びに当該公務員による取締行為が行われる場合にはこれに協力することを確保するため、適当な措置をとる。

## 第 6 条

1. 締約国は、この条約の規定に違反する活動に関する情報の交換について協力する。
2. 締約国は、この条約の規定に違反して採捕された溯河性魚類に関する取締行為及び事件の処理に関する情報の交換について協力する。
3. 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶による条約区域における溯河性魚類を対象とする漁獲及び当該魚類の混獲に関する情報の交換について協力する。

## 第 7 条

1. 締約国は、溯河性魚類の系群の保存の目的のために、北太平洋及び接続する諸海であって領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する区域における科学的調査（適当な場合には、他の生態学上関連する種の科学的調査を含む。）の実施について協力する。
2. 条約区域における漁業及び科学的調査に関し、締約国は、適当な場合には、生物統計情報、漁業資料（漁獲量及び漁獲努力に係る統計を含む。）、生物学標本及びこの条約の目的に関係する他の関連資料の収集、報告及び交換について協力する。
3. 第 1 条の規定にかかわらず、締約国は、北太平洋溯河性魚類委員会の要請があるときは、当該委員会に対し、条約区域に接続する区域（当該区域から溯河性魚類の系群が条約区域内に回遊する場合に限る。）について採捕及び増殖に係る情報、生物学標本等の資料並びに溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種に係る他の技術的資料又は情報を提供する。
4. 締約国は、溯河性魚類の系群及び適当な場合には生態学上関連する種の科学的調査を目的として条約区域における漁獲情報を収集するため、科学視察員計画を含む適当な協力計画を策定する。

5. 締約国は、セミナー、研修会及び適当な場合には科学者の交換等この条約の目的を達成するために必要な科学的交流について協力するよう努める。
6. 締約国は、条約区域において自国の国民又は船舶が溯河性魚類を対象とする漁獲又は当該魚類の高い水準の混獲を伴う科学的調査計画を実施する場合には、すべての締約国が適当な科学的検討を行えるように、当該調査の実施の前に十分な時間的余裕をもって当該計画を北太平洋溯河性魚類委員会に提出する。母川国であるすべての締約国（当該計画を提出した締約国を除く。）が当該委員会から当該計画を受領した後三十日以内に、当該計画に伴う漁獲を第3条1(a)又は(b)の規定の違反とみなすことを当該委員会に通告した場合には、当該委員会が別段の決定を行うまでの間、当該計画は、実施してはならない。
7. 締約国は、科学的調査を目的とする溯河性魚類の採捕が科学的計画の必要性及びこの条約の規定に合致するものでなければならないことに同意する。条約区域における科学的調査に関連して採捕された溯河性魚類の漁獲量は、九箇月以内に北太平洋溯河性魚類委員会に報告されるべきである。

## 第 8 条

1. 北太平洋溯河性魚類委員会（以下「委員会」という。）と称する国際機関を設立する。
2. 委員会は、条約区域における溯河性魚類の系群の保存を促進することを目的とする。
3. 委員会は、条約区域における生態学上関連する種の保存に関連する事項を審議することができる。
4. 委員会は、法人格を有するものとし、他の国際機関との関係において及び締約国の領域において、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国の領域における委員会及びその職員の特権及び免除は、委員会と関係締約国との間で合意するところによる。

5. 委員会の本部は、カナダのヴァンクーヴァー又は委員会の決定する他の場所に置く。
6. 委員会の公用語は、英語、日本語及びロシア語とする。
7. 各締約国は、委員会の構成国となるものとし、委員会に対し三名以下の代表を任命することができる。これらの代表は、委員会の会合に専門家及び顧問を同伴することができる。
8. 委員会は、必要と認める補助的機関を設置する。
9. 委員会は、事務局長及び適当な職員から成る事務局を設置する。
10. 各締約国は、委員会において一の票を有する。
  - (a) すべての重要事項に関する委員会の決定は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国であるすべての締約国の意見の一致によって行う。
  - (b) 他のすべての事項に関する委員会の決定は、賛成又は反対の投票を行うすべての締約国の票の単純多数による議決によって行う。
  - (c) 条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国であるいずれかの締約国が重要であると認める事項は、重要事項とされる。
11. 委員会は、議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、再選される資格を有するが四年を超える期間継続して在任してはならない。議長及び副議長は、同一の締約国の代表であってはならない。
12. 委員会の議長は、委員会の本部又は委員会が決定する他の場所において委員会の通常年次会合を招集する。
13. 委員会は、委員会が決定する時期及び場所において少なくとも毎年一回会合する。
14. 通常年次会合以外の委員会の会合は、いずれかの締約国が他の一の締約国の同意を得て要請する場合には、議長が決定する時期及び場所において招集することができる。ただし、これらの二の締約国のうち少なくとも一箇国が原締約国であることを条件とする。
15. 委員会は、その手続規則を採択する。
16. 委員会は、その財政規則を採択する。

## 第 9 条

委員会は、次に掲げる権限を有する。

1. 条約区域における溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存のための措置を締約国に勧告すること。
2. この条約の規定に違反する活動、特に、第3条の規定に違反する溯河性魚類の漁獲及び取引に関する活動並びにそのような活動に対してとられた措置であって締約国及び適当な場合にはこの条約の締約国でない国又は団体によってとられたものに関する情報交換を促進すること。
3. この条約の規定に違反する活動に対する同等の刑の細目の制定について審議し及び締約国に提案すること。
4. この条約の規定に違反する漁獲の結果、母川国が被ることのある損害を救済するための可能な手段を審議し、及びこのためにこの条約の規定に違反して採捕されることのある魚類の発生地を特定する方法を開発すること。
5. 第5条の規定に従って締約国によりとられた取締行為について検討し及び評価すること並びにこの条約の規定の実効的かつ積極的な実施を確保するために締約国がとるべき追加的な措置を勧告すること。
6. 溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種に関する科学的調査を実施し並びに当該系群及び当該種に関する科学的資料（当該系群の発生地を特定する資料を含む。）の収集、交換及び分析を調整するために、締約国及び適当な場合にはこの条約の締約国でない国又は団体の活動について漁獲量及び漁獲努力に係る情報の交換を促進し、並びに溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種に関し締約国間の協力ための場を設けること。
7. 溯河性魚類の製品が合法的に採捕された魚類に由来するものであることを証明する原産地証明書に係る計画の制定について審議し及び締約国に提案すること。
8. 溯河性魚類の系群及び適当な場合には生態学上関連する種に関する条約区域における科学的調査活動に関し、締約国に勧告すること。
9. 適当な場合には、この条約の目的の達成を促進するため、特に、科学的助言を含む入手可能な最善の情報を取得することを目的として、関係国際機関と協力すること。

10. 適当な場合には、条約区域における溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存に関する事項について委員会と協議を行うため、この条約の締約国でない国又は団体を招請すること。
11. この条約及びこの条約の附属書の改正を勧告すること。
12. 条約区域における溯河性魚類の混獲を回避し又は減少させるための措置を勧告すること。
13. この条約の目的の達成を促進するために必要な措置を締約国に勧告すること。

## 第 10 条

1. 事務局長は、委員会により任命され、事務局の業務を監督する。
2. 事務局は、次に掲げる任務を行う。
  - (a) 委員会に対して事務的役務を提供すること。
  - (b) この条約に係る溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種に関する統計及び報告を編集し及び頒布すること。
  - (c) この条約の他の規定に基づく職務又は委員会が決定することのある職務を遂行すること。
3. 事務局長及び職員の雇用条件は、委員会が決定する。
4. 事務局長は、委員会が承認する職務要件に従って事務局職員を任命する。

## 第 11 条

1. 各締約国は、自国の代表、専門家及び顧問のために要する費用を支払う。委員会に要する費用は、締約国が負担する分担金により、委員会が支払う。
2. 委員会は、年次予算を採択する。事務局長は、予算案が審議される委員会の会合の六十日前までに、分担金の額の表とともに予算案を締約国に送付する。
3. 予算は、締約国の間に均等に割り当てる。

4. 事務局長は、各締約国に分担金の額を通告する。分担金は、当該通告が行われた日の後四箇月以内に、委員会の本部が所在する国の通貨で支払う。
5. 連続した二年の間分担金を支払わない締約国は、その義務を履行するまでの間、第 8 条 10 の決定に参加する権利を有しない。
6. 委員会の会計は、委員会の選任する独立の会計検査専門家が、毎年、検査する。

## 第 12 条

1. いずれの締約国も、附属書を除くこの条約の改正をいつでも提案することができる。
2. 三分の一以上の締約国が 1 の規定により提案された改正につき協議するための会合を要請する場合には、寄託政府は、会合を招集する。
3. 改正は、寄託政府がすべての締約国から改正の批准書、受諾書又は承認書を受領した時に、効力を生ずる。

## 第 13 条

1. この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成す。すべて「この条約」というときは、附属書を含むものと了解する。
2. この条約の附属書は、第 9 条 11 の規定により委員会が行った附属書の改正の勧告を、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国であるすべての締約国の政府が受諾することにより改正されたものと認める。
  - (a) 附属書の改正は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国である締約国については、委員会が当該系群の母川国であるすべての締約国から改正に関する受諾の通告を受領した日に効力を生ずる。
  - (b) 母川国でない締約国が附属書の改正を (a) に規定する日以前に受諾した場合には、当該改正は、当該 (a) に規定する日に当該締約国について効力を生ずる。母川国でない締約国が附属書の改正を (a) に規定する日の後に受諾する場合には、当該改正は、委員会が当

- 該締約国から改正に関する受諾の通告を受領した日に当該締約国について効力を生ずる。
3. 委員会は、附属書の改正に関する受諾の通告を受領した日をすべての締約国に通報する。

#### 第 14 条

いずれの締約国も、この条約から脱退する意図を寄託政府に公式に通告した日の後十二箇月でこの条約から脱退することができる。

#### 第 15 条

この条約のいかなる規定も、この条約の締約国が締約国となっている条約その他の国際的な合意に基づく権利及び義務に関する当該締約国の立場又は見解並びに海洋法の諸問題に関する当該締約国の立場又は見解を害するものとなしてはならない。

#### 第 16 条

この条約の原本は、寄託政府であるロシア連邦政府に寄託する。寄託政府は、その認証謄本を他のすべての署名国及び加入国に送付する。

#### 第 17 条

1. この条約は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の主要な母川国であるカナダ、日本国、ロシア連邦及び
2. この条約は、前記の四箇国により各自の国内法上の手続に従い批准され、受諾され又は承認されなければならない。四番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

## 第 18 条

この条約の効力発生後、他の国は、原締約国の全会一致の招請によりこの条約に加入することができる。この条約は、当該他の国に対しては、当該他の国の加入書の寄託の日効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十二年二月十一日にモスクワで、ひとしく正文である英語、フランス語、日本語及びロシア語により原本一通を作成した。

カナダのために

マイケル・リチャード・ベル

日本国のために

茂田 宏

ロシア連邦のために

フィヨードル・シェロフーコヴェジャエフ

アメリカ合衆国のために

ジェームス・フランクリン・コリンズ

.....

この条約は 1993 年 2 月 16 日に発効した。  
大韓民国は 2003 年 5 月 27 日にこの条約に加入した。

## 附属書

## I 魚種

しろざけ (オンコリンカス・ケタ)  
ぎんざけ (オンコリンカス・キジューチ)  
からふとます (オンコリンカス・ガルブーシャ)  
べにざけ (オンコリンカス・ネルカ)  
ますのすけ (オンコリンカス・チャウイーチャ)  
さくらます (オンコリンカス・マソウ)  
スチール・ヘッド (オンコリンカス・ミキス)

## II 混獲

1. 溯河性魚類以外の魚類の漁業は、溯河性魚類の混獲を相当に低い水準に減少させるため、当該混獲を可能な最大限度まで最小なものとするような時期、区域及び態様で行う。
2. 2 又は 3 以上の締約国が第 8 条の規定に基づき設立された委員会に対して、他の締約国の国民又は船舶がこの附属書の規定に違反して条約区域で漁業を行っていると言信する旨を通告した場合には、委員会は、できる限り速やかに通告された事項につき審議するための特別会合を招集する。委員会に通告を行った締約国は、当該通告の基礎となった情報を提示する責任を有する。通告の対象となった漁業を行っている国民又は船舶が所属する締約国は、当該漁業がこの附属書の規定に違反して行われているものではないことを立証する責任を有する。満足する立証が行われなかったと委員会が決定する場合には、当該漁業は、この附属書の規定に合致して行われることが立証されるまでの間、停止される。

## 手続規則

(1993年2月24日効力発生)

1994年1月11日改正

1996年10月23日改正

題目	規則	頁
代表の変更	1	60
通信連絡員	2	60
会合	3	60
顧問、専門家及びオブザーバー	4-5	61
会合手続	6	61
投票	7-8	61-62
小委員会	9-13	62-63
役員	14-18	63-64
事務局	19-22	64-65
議事日程	23-24	65-66
出版物	25	66
手続規則の改正	26	66

## 手続規則

1992年2月11日、モスクワにおいて署名された北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約(以下「条約」という。)第8条1には、北太平洋溯河性魚類委員会(以下「委員会」という。)を設立する、と規定されている。条約第8条7には、条約の各締約国は、委員会の構成国となるものとし、委員会に対し三名以下の代表を任命することができる、と規定されている。条約第8条15には、委員会は、その手続規則を採択する、と規定されている。条約に含まれているすべての手続規定は、本手続規則には反復されていない。

### 代表の変更

1. 各締約国は、代表代理の指名を含めその代表の変更を、すみやかに委員会に通報しなければならない。上記の代表代理は、当該締約国により任命された代表が欠席している委員会において代表の職務を果たすため指名されることがあり得るものとし、そのような職務を果たしている間任命された代表と同一の地位を与えられる。

### 通信連絡員

2. 各締約国は、会合から会合までの期間に当該締約国に代わり通信連絡について第一義的責任を負う者を1名指名しなければならない。このような通信連絡員の指名は、必要に応じて代表と通信連絡することを妨げるものではない。通信連絡員の指名変更は、すみやかに委員会に通報されなければならない。

### 会 合

3. 委員会は、条約第8条12に従い通常年次会合を開催する。委員会のその他の会合は、過半数の締約国の要請に基づき、議長が各締約国と協議して決定する時期及び場所において、議長により召集される。

## 顧問、専門家及びオブザーバー

4. 各締約国は、委員会のいかなる会合においても、その選定する顧問、専門家及び通訳を伴うことができ、これらの者の名簿は、当該会合が開かれる際又はそれ以前に委員会に提出される。ただし、常に専門家又は顧問は、秘密会として開かれる委員会の会議には、委員会が招請しない限り出席することはできない。
5. 委員会は、適切な場合には、いかなる政府間又はその他の機関をオブザーバーとして委員会の指定された会合に出席するよう招請することができる。委員会はまた、その他の者を来賓又はオブザーバーとしてかかる会合に出席するよう招請ことができ、かかる招請は、いかなる締約国によっても提起され得る。決定はすべての締約国の意見の一致によって行う。
- 5a. 委員会の会合にオブザーバーとして出席することを主体的に要望するいかなる機関も、出席する要望を、当該会合開始の少なくとも120日前に申請書をもって事務局長に通告しなければならない。事務局長は、当該年次会合開始の少なくとも90日前に、かかる申請書を締約国にその検討のため送付しなければならない。この事項に関する委員会の決定は、当該年次会合開始の少なくとも60日前に、すべての締約国の意見の一致によって行う。

## 会合手続

6. 1人の代表以外の者は、委員会の議長又は当該会合の議長が許可しつかついずれの代表にも異議のない場合を除き、委員会において発言することはできない。

## 投 票

7. 条約第8条10に定める投票は、挙手、ロールコール又は無記名投票のうち委員会の議長あるいは小委員会の議長が最も適当と認める方法によって行う。同様の手続が小

委員会における投票にも適用される。投票は、各締約国のいずれの代表によっても行うことができる。

8. 委員会の会合から会合までの期間においては、投票は、郵便又はその他の通信方法によって行うことができる。このような投票は、各締約国の通信連絡員又は各締約国を代表する者が委員会に伝達する。

### 小委員会

9. 各締約国からの1名の代表及び顧問によって構成される財政運営小委員会を設立する。事務局長、事務局次長及び総務官は、職権上のメンバーとなるが、投票権は有しない。同小委員会は、財政及び運営に関する事項並びに委員会が付託するその他の事項を調査し、かつ、これらの事項に関して委員会に報告書及び勧告を提出することをその任務とする。小委員会は、その目的を遂行するため必要な補助的機関を設立することができる。
10. 各締約国からの1名の代表及び顧問によって構成される取締小委員会を設立する。事務局長及び事務局次長は、職権上のメンバーとなるが、投票権は有しない。同小委員会は、取締に関する事項及び委員会が付託するその他の事項を調査し、かつ、これらの事項に関して委員会に報告書及び勧告を提出することをその任務とする。小委員会は、その目的を遂行するため必要な補助的機関を設立することができる。
11. 各締約国からの1名の代表、専門家及び顧問によって構成される科学調査統計小委員会を設立する。事務局長及び事務局次長は、職権上のメンバーとなるが、投票権は有しない。同小委員会は、科学調査及び統計に関し委員会が付託する事項並びに委員会が付託するその他の事項を調査し、かつ、これらの事項に関して委員会に報告書及び勧告を提出することをその任務とする。小委員会は、その目的を遂行するため必要な補助的機関を設立することができる。

12. 委員会は、必要と認める臨時の小委員会を随時設立することができ、また、これらの小委員会の議長を選出する。
13. 各締約国は、いずれの小委員会についてもその出席者を選定し、また、随時その選定を変更することができる。このような変更は、すみやかに委員会に通報されなければならない。

## 役 員

14. 委員会の役員は、条約第 8 条 11 に従い、また、締約国間における輪番制の原則を十分考慮し、通常年次会合の終了時に始まり 2 年後の通常年次会合の終了時に終了する 2 年を任期として選出される。
15. 委員会は、本手続規則 9、10 及び 11 に従って設立された小委員会の議長を、締約国間における輪番制の原則を十分考慮し選出する。小委員会の議長の任期は 2 年とする。
16. 委員会又は小委員会のいずれかの役員の地位が、その任期満了以外の理由により空席となる場合には、この空席は、委員会の承認を条件として、当該地位の前任者と同一の締約国が選出する 1 名の代表者によってその任期の残余の期間中占められる。
17. 委員会の議長の権限及び職務は次のとおりとする。
  - (a) 本手続規則 3 の規定に従って年次会合及びその他の会合を召集すること。
  - (b) 委員会のすべての会合を主宰すること。
  - (c) 委員会の会合において提起されるすべての議事進行手続に関する問題を決定すること。ただし、議長のいかなる裁決も票決のため委員会に提出するよう要請することができる各締約国の権利に従うことを条件とする。
  - (d) 委員会に対し投票を求め、その投票の結果を発表すること。
  - (e) 事務局長と協議し、本手続規則 23 で要求される議事日程草案を決定すること。
  - (f) 締約国、代表及びその他の関係者へ送達するため、委員会の活動、調査及び知見に関する年次報告に委員会に代わって署名すること。

- (g) 委員会に代わって締約国への公式の通信に署名すること。
  - (h) 締約国からの通信を接受し、必要に応じこれを締約国に送達すること。
  - (i) 全般にわたって、特に委員会の会合から会合までの期間において、委員会の業務を能率的に、かつ、その決定に従って遂行するために望ましいと思われる決定を行うとともに、そのような指示を事務局長に与えること。
  - (j) その他、委員会の決定により指示される行為を委員会に代わって行うこと。
18. 委員会の議長が空席となるか又は議長が職務を果たすことができない場合には、その職務は、議長が職務を果たすことができるようになるまで又は手続規則 16 に定める後任者が選出されるまでは、副議長が遂行する。

## 事務局

19. 事務局長は、次の権限及び職務を有するものとする。
- (a) 委員会が定めた指針及び予算を条件として、委員会が定めた職に職員を任命すること。
  - (b) 委員会に対して事務局の全般的な運営について責任を負うこと。
  - (c) 委員会及び小委員会の会合のためのすべての必要な手配を行うこと。
  - (d) 委員会が受領するすべての金銭について責任を負うものとし、財政規則及び委員会の決定に従ってこれらの金銭を受領し及び支出すること。
  - (e) 財政規則に定められた予算に関するすべての職務を遂行すること。
  - (f) 委員会の会合の記録を保持し、手続規則 17 (f) で要求される報告の草案を作成すること。
  - (g) 委員会のすべての会合の議事録を作成し、その写しをすみやかに締約国へ送達すること。
  - (h) 小委員会及び本手続規則 12 に基づいて設立される特別小委員会の記録係書記としての役目を果たすこと。
  - (i) 事実関係の問い合わせに関する日常的な及び多岐にわ

- たる事項、委員会が以前に決定した政策の問い合わせ並びに委員会が正式に採択した将来の計画に関して、委員会に代わって通信連絡を行うこと。
- (j) 委員会の公式ファイル及び委員会がとった措置の記録を維持すること。
  - (k) 条約第7条2及び3に沿い、条約区域及び接続水域(関連する淡水系を含む。)における溯河性魚類のすべての漁獲についての採捕に係る情報、条約区域及び接続水域における委員会が指定する生態学上関連する種の採捕に係る情報並びに委員会が要求するその他の情報を含む統計年報の作成及び出版を監督すること。
  - (l) 委員会が要求する他の出版物の作成及び出版を監督すること。
  - (m) 要請された場合には、委員会役員の職務遂行を全般的に補佐し、また、委任された場合、委員会の議長の日常的職務の大半を遂行すること。
  - (n) 委員会又は委員会の議長が指示するその他の任務を遂行すること。
  - (o) その責任を効果的に遂行する上で必要と認める権限の一部を事務局次長及び総務官に委任すること。
20. 事務局次長は、事務局長が本手続規則 19 に定める職務及び責任を遂行するに当たり、これを補佐する。
21. 事務局長の地位が空席となるか又は事務局長がその権限及び職務を果たすことができない場合には、後任事務局長が任命されるまで又は事務局長がその職務を果たすことができるようになるまで、その権限及び職務は、事務局次長が代行する。
22. 委員会は、望ましいと考えられる職員規則を定め、必要に応じ、その規則を改正することができる。

#### 議事日程

23. 委員会の会合の議事日程草案は、事務局長が委員会の議長と協議した後作成し、当該会合開始の少なくとも90日前に検討、意見及び修正のため各締約国に送付される。事務局長は、これらの意見又は修正提案を議事日程草案に加味した後、暫定議事日程を作成し、これを当該会合開始の

少なくとも 60 日前に配布する。このような暫定議事日程は、必要な場合、かつ本手続規則 24 に定める限度内で、採択の時に更に修正することができる。

24. 手続規則及び財政規則の改正又は条約第 9 条 11 に基づく決定及び勧告を伴う事項は、それらが討議される会合の開始の少なくとも 60 日前に配布された暫定議事日程に含まれているか、又は全会一致でその検討が承諾されない限り、委員会の決定又は勧告とはならないものとする。

### 出 版 物

25. 委員会は、本手続規則 17 (f) に従い締約国のために作成される年次報告を、また、本手続規則 19 (k) に従い統計年報を出版し、更に、望ましいと認めるその他の報告を随時出版する。

### 手続規則の改正

26. 本手続規則は、随時改正することができる。ただし、そのような改正は、条約の規定と合致しないものであってはならない。

## 財政規則

財政規則

(1993年2月24日効力発生)

1994年1月11日改正

1998年11月6日改正

2001年11月2日改正

2003年10月31日改正

題目	規則	頁
適用の対象	1	68
会計年度	2	68
予算	3-9	68-69
分担金	10-11	69
計上予算の支出対象	12-13	69
予算の流用	14	69
会計方針及び基金	15-22	70-71
俸給	23	71
移転費	24	71
旅費	25	72
事務局長の権限及び責任	26-30	72-73
会計検査	31-34	73
保証	35	73
総則	36-39	74

## 財政規則

1992年2月11日、モスクワにおいて署名された北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約(以下「条約」という。)第8条1には、北太平洋溯河性魚類委員会(以下「委員会」という。)を設立する、と規定されている。条約第8条16には、委員会は、その財政規則を採択する、と規定されている。

### 適用の対象

1. これらの規則は、北太平洋溯河性魚類委員会の財政上の運営を律するものとする。

### 会計年度

2. 会計年度は、7月1日から翌年の6月30日までの期間とする。

### 予 算

3. 事務局長は、次の会計年度については予算見積を、また翌々年の会計年度については予算予報を作成し、その通常年次会合において委員会に提出する。予算の見積及び予報は、会合の開始の少なくとも60日前に全代表に送達される。
4. 年次予算の見積及び予報は、関連する会計年度の収入及び支出を取り扱う。これらの見積及び予報は、事務局が所在する国の通貨で表示される。
5. 年次予算の見積及び予報は、組織及び計画に対応する項目に分けられ、また、委員会が随時指定する情報及び事務局長が有益であると認める情報がそれに添付される。
6. 通常年次会合においては、予算見積及び予算予報は、財政運営小委員会に検討及び勧告のため付託される。

7. 通常年次会合において、委員会は、財政運営小委員会の勧告を検討した後、次の会計年度の予算を採択する。
8. 2年後の会計年度の予算予報は、委員会によって検討はされるが、次の通常年次会合まで採択されない。
9. 事務局長は、必要と認めるときは、委員会の議長と協議した後、年次予算の見積及び予報と同様の様式で追加予算見積を承認のため各締約国に提出できる。この場合、各締約国が承認することで委員会の採択となる。

### 分 担 金

10. 年次予算の分担金は、当該予算が関連する会計年度の開始日及び当該会計年度の後半の最初の日を支払期日とみなした2回の均等な分割払いを越えない回数により支払われる。
11. 事務局長は、分担金の徴収に関する報告を委員会の通常年次会合に提出する。

### 計上予算の支出対象

12. 計上予算は、それが関連する会計年度中の債務に使用できる。
13. 計上予算は、それが関連する会計年度中に供給された物資及び提供された役務に関する債務の履行並びに当該年度の他の未決済の法律上の債務の清算のために必要な限度まで、当該会計年度の終わりに続く12箇月の間、引き続き使用することができる。残額は、運転基金に移管される。

### 予算の流用

14. 15,000ドルを超える予算の支出項目間の流用は、委員会の議長の事前の認可なしに行うことはできない。

## 会計方針及び基金

### 財政規則

15. 会計方針は次のことを含む。
  - (a) これら財政規則に従い、資産、負債、収入及び支出について、各年度の財務諸表並びに予算見積及び予算予報を、発生主義に基づいて作成する。ただし、有給休暇の払い出しは支払われた会計年度の経費として処理する。委員会が取得またはリースした固定資産は取得した年度において、帳簿上、資本勘定算入も償却もせず、支出として記帳するものとする。
  - (b) 委員会の経費にあてるため、現会計年度のための締約国からの分担金、当該会計年度中の銀行利子及びその他の雑収入並びに本財政規則 18 に定める運転基金からの移管額を財源とする一般基金を設定するものとする。
16. 委員会が随時決定する目的のため、本財政規則 13 に定める会計年度の終了時に一般基金から移管される金額及びカナダの所得税に代わり俸給から控除される金額を財源とする運転基金を設定するものとする。委員会により支払われる俸給及び諸手当への課税が免除されているすべての委員会職員は、カナダの連邦及び州の所得税の負担額に等しいと見積もられる額を査定される。このような査定から生ずる金額は、運転基金中に保有される。運転基金は、危険準備金、離職手当及び移転費のような特別積立金に分割することができる。
17. 事務局長は、分担金を受領するまでの間、計上予算をまかなうために必要な額の運転基金からの立替えを行う権限を有する。このような立替金額は、前記の目的のための分担金を入手次第直ちに返済されなければならない。
18. 委員会は、いずれかの会計年度における経費を相殺するため若しくは予期せざる臨時の支出をまかなうために必要と認めるときは、随時、運転基金から一般基金へ移管することができる。
19. 委員会は、望ましいと認めるときは、運転基金中の金額を各締約国に均等な分配で返還することができる。締約国への返済は、支払われるべき次年度の分担金から控除することによって行われる。

20. 委員会により勧告された共同科学調査プロジェクトを支援するため、締約国の政府機関及びそれ以外の資金提供者からの任意の提供資金を財源とする科学調査特別基金を以下の制限の下に設定するものとする。
- (a) 締約国からの分担金額を超える任意の提供資金は、当該資金提供がなされる目的が委員会の趣旨、目的及び活動に合致する場合、事務局長により受諾される。
  - (b) 締約国以外の者による提供資金は、提供資金の目的が委員会の趣旨、目的及び活動に合致する旨全締約国が合意する場合、受諾される。
- 事務局長は各年次会合において、受領された提供資金及びその執行状況を含め、科学調査特別基金の状況を報告する。
21. 特定の単発プロジェクト及び第三者との契約の会計処理を行うため、特別用途基金を設定するものとする。当該基金は、これらプロジェクトに関連する事務管理費を回収する場合を除き、委員会の通常の運営を目的としては使用されず、本財政規則 15 から 20 に記載された他の基金の定義に該当すると判断されない収入及び経費のみに使用される。
22. 事務局長は、委員会の資金を適切な金融機関に委員会名義で預金し、維持する。

### 俸 給

23. 委員会は、職員規則に従って、その恒久職員の俸給を毎年再検討し、適当と認めるときはこれを調整する。

### 移 転 費

24. 恒久職員の移転費は、財政運営小委員会が定め、委員会が承認する指針に従って、委員会により支払われる。

## 旅 費

25. 事務局職員が委員会の用務遂行に当たって要した旅費は、財政運営小委員会が定め、委員会が承認する指針に従って、委員会により支払われる。

## 事務局長の権限及び責任

26. 事務局長は、委員会が採択した委員会予算に計上されている額まで、債務を負い、また、支払いを行う権限を有する。
27. 事務局長は、次のことを行う。
- (a) 効果的な財政上の運営及び節約の実施を期すこと。
  - (b) 役務又は物資が受領されており、かつ、その支払いが以前に行われていないことを保証する証拠書類その他の文書に基づいて、すべての支払いが行われるようにすること。
  - (c) 委員会に代わって金銭を受領し、債務を負い又は支払いを行うことができる事務局恒久職員を指定すること。
  - (d) 委員会のすべての資金及びその他の資産の受領、保管及び処分が規則正しく行われることを確保し、委員会が採択した計上予算又は他の財政上の規定条件に適合した債務の負担及び経費の支出が行われることを確保し並びに委員会の資産が経済的に利用されることを確保するため、財政上の処置に関する効果的な日常の検査及び検討を可能ならしめる部内的財政管理を維持すること。
28. 事務局長の権限に基づく文書による指定その他適当な承認がされない限り、いかなる債務も負担されない。
29. 事務局長は、十分な調査を行った後かつ委員会の議長の承認を得て、現金、用品その他の資産の損失の抹消処分を許可することができる。ただし、このような抹消処分額はすべて、会計記録とともに毎年会計検査専門家に提出される。

30. 事務局長は、必要な会計記録を維持するとともにその関連する会計年度について次の事項を示す年次決算報告書を委員会のため作成する。
- (a) 委員会の資産及び負債
  - (b) 収入及び支出
  - (c) 次のものを含む計上予算の状況
    - (i) 原予算の計上額
    - (ii) 流用・移管により修正された計上予算
  - (d) 受領額及び支出額
- 事務局長は、委員会の財政の現状を示すのに適当なその他の情報も提供するものとする。

### 会計検査

31. 委員会の年次決算報告書及び会計記録は、事務局が所在する国の通貨で表示される。
32. 委員会の年次決算報告書及び会計記録は、会計年度の終了後 30 日以内に、事務局長から条約第 11 条 6 に規定されているように、会計検査のため独立の会計検査専門家に提出される。
33. 会計検査専門家は、年次決算報告書及び会計記録を認証するほか、財政手続の能率、会計制度、部内の財政管理及び、一般に、運営上の慣行が招来する財政面における結果に関し、必要と認める観察をも行うことができる。
34. 会計検査専門家は、その報告書を、当該会計が関連する会計年度の終了後 3 箇月以内に委員会に提出する。財政運営小委員会は、会計検査専門家の報告書について、意見があれば、それを提示するよう要請される。

### 保証

35. 事務局長及び事務局長が必要と認めるその他の職員には、委員会が随時定める額の保証保険が信用ある保証会社によりかけられる。その保険料は、委員会が支払う。

## 総 則

### 財政規則

36. 事務局長は、本財政規則に定められた職務のうちで望ましいと認められるものを事務局の他の職員に委任することができる。
37. 本財政規則は、委員会が承認した日に効力を生ずるものとし、委員会は、これを随時改正することができる。
38. 前記の規則の解釈及び適用に関して疑義のあるときは、事務局長は、委員会の議長と協議した後、それについて裁定する権限を有する。
39. 本財政規則は、随時改正することができる。ただし、そのような改正は、条約の規定と合致しないものであってはならない。

## 付託事項

題目	頁
取締役小委員会	77-78
科学調査統計小委員会	79-80
財政運営小委員会	81
NPAFC 科学調査特別基金の利用	83-84
科学調査のための外部財団補助金の申請及び利用	85-86
委員会の運転基金を使う共同プロジェクト基準	87

付託事項



## 付託事項 取締小委員会

本小委員会への付託事項は、条約第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 9 条に規定される。他の事項は委員会により付託され得る。

本小委員会は次に掲げる情報を交換する。

- (1) 取締勢力、戦略及び計画
- (2) 条約の規定に違反して採捕された溯河性魚類の貿易及び疑わしき取引
- (3) 漁船による条約遵守忌避の試み及び旗国によるかかる試み防止のために採られる措置
- (4) 条約区域における締約国及び締約国でない者の漁船による非公認な漁獲活動
- (5) 条約の規定に違反した船舶に対して採られた旗国による取締措置
- (6) 条約区域での漁獲に関する罰則を含む国内措置
- (7) 適当なその他の事項

取締職務は次の事項をも含み得る。

- (1) 条約区域内での科学調査のための「運航計画」が入手可能となった場合、科学調査統計小委員会から同計画を受領すること
- (2) 条約水域において活動している調査船の現在時刻及び通信位置を、締約国により指名された取締の連絡窓口間の連絡を通じて、締約国に対して提供すること
- (3) 必要に応じ、原産地証明計画に関し作業を行うこと
- (4) 本小委員会の機能を遂行するために必要な分科会を設置すること
- (5) 条約に違反する活動に対する同等の刑の細目の制定に関し委員会が締約国に提案するに際し、委員会への勧告を策定すること
- (6) 条約に違反する漁獲の結果母川国が被ることのある損害を救済するための可能な手段を検討すること

ENFO 付託事項

- (7) 効果的かつ真摯な取締を確保するため締約国により採られる追加的措置に関し委員会への勧告を策定すること
- (8) 溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存に関連する取締の事項について協議を行うため締約国でない国又は団体を招請することにつき委員会に勧告すること
- (9) 条約区域内での溯河性魚類の混獲を回避し又は削減するため委員会に勧告すること
- (10) 適当なその他の職務

ENFO 付託事項

**付託事項**  
**科学調査統計小委員会**  
**(暫定付託事項)**

本小委員会への付託事項は、条約第7条、第8条及び第9条に従う。その他の事項は委員会により付託され得る。特に、小委員会は暫定的に次のことを行うが、これらに限られない。

- (第I部)
- (1) 溯河性魚種の科学情報の収集及び交換並びに標本の収集を検討し及び調整すること
  - (2) 条約区域及びこれに接続する区域に回遊する溯河性魚類の系群の起源を確定するための科学研究を調整し及び評価すること
  - (3) 委員会により関心あるものとして指定された種の、関連する漁業における混獲の影響を含む、生態学上関連する種に関する科学情報及び見解の入手可能性を確保すること
  - (4) 溯河性魚類の系群及び、適当な場合には、生態学上関連する種の科学的調査を目的とした条約区域での漁業情報収集のための適当なオブザーバー計画を策定すること
  - (5) 科学交換、セミナー、ワークショップ、現場調査及びデータ分析を調整すること
  - (6) 溯河性魚類の系群及び委員会により関心あるものとして指定された生態学上関連する種を対象とした条約区域内での保存について委員会に勧告すること
  - (7) 条約区域内での溯河性魚類の混獲を回避し又は削減するため委員会に勧告すること
  - (8) 条約第7条6項に従う科学調査計画提案を検討すること
  - (9) 関心あるものとして委員会により指定される生態学上関連する種を確定すること
  - (10) 本小委員会の機能を遂行するために必要な分科会を設置すること

CSRS 付託事項

- (11) 公表のために提出される報告書を検討、採択し、他に公表されるべき報告書に関し勧告すること
- (12) 委員会に対し毎年報告書を準備すること

(第Ⅱ部)本小委員会はまた次のことを行う。

- (1) 条約の目的達成に近付くため、適当な場合は科学的助言を含む入手可能な最良の情報を得ることを目的とした、PICES 及び他の関連する国際機関との協力につき委員会に勧告すること
- (2) 溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存に関連する科学的事項について協議を行うために締約国でない国又は団体を招請することにつき委員会に勧告すること
- (3) 委員会により付託されるその他の事項について検討すること

**付託事項  
財政運営小委員会**

本小委員会への付託事項は、条約第 8 条、第 10 条及び第 11 条、財政規則、手続規則に規定され、また、委員会により付託され得る他の関連事項を含む。

F&A 付託事項



## 付託事項 NPAFC 科学調査特別基金の利用

1. NPAFC 科学調査特別基金（以下「特別基金」）は、締約国又は締約国以外の者から財政規則 20 に従って委員会へ拠出される資金によって構成する。当該基金には NPAFC と資金提供機関の間における別途の契約または協約覚書（MOU）に基づく補助金及び調査資金は含まないものとする。
2. 特別基金の利用は、科学調査統計小委員会（CSRS）により勧告され、財政運営小委員会（F&A）により検討され、委員会により承認されるものとする。
3. 特別基金は、NPAFC 科学計画並びにその他の共同活動、すなわち現地・研究所における調査の支援、研究設備・資材の購入、共同現地調査参加の旅費、科学調査の出版、会議・ワークショップの主催・共同後援、科学会議への参加のための旅費補助及びその他の承認された活動を支援するために使用されるものとする。
4. 特別基金利用の申請手続きは以下のとおりとする。
  - (a) 所定の標準様式による特別基金利用の提案を NPAFC 事務局を通じ CSRS 議長に提出する（申請用紙は NPAFC 事務局より入手可）。
  - (b) CSRS 議長は提案の議論を促し、当該提案が CSRS により勧告される場合、事務局は上記 2 に従って当該勧告をさらに提起する。
5. 資金の支出および会計処理
  - (a) 事務局は、提案に明記された納入業者または指定された個人に対し、可能な限りにおいて、直接支払いを行う。
  - (b) 事務局は承認された被交付者に対して要求書が受理された後出来るだけ速やかに前渡金の支払いを行う。当該要求書には、資金の適切な根拠を含むものとする。必要な場合には、承認された被交付者機関の長と NPAFC 事務局の間で契約文書または MOU を作成することができる。

特別基金付託事項

当該契約文書または MOU は、承認された資金支出額の項目別費用明細及び資金によって取得された（される）設備類の一覧を含むものとする。

- (c) 承認された基金の被交付者は、費用明細および出金の裏付け文書を添えた領収書または請求書を提出するものとする。使用されなかった余剰資金は、プロジェクト終了後できるだけ速やかにこれを事務局に返還されなければならない。承認された予算額を超える経費は、委員会のさらなる承認を受けない限り、事務局により支払いまたは払戻しはされない。

**付託事項**  
**科学調査のための外部財団補助金の申請及び利用**

1. 本付託事項は、NPAFC 科学調査特別基金（以下「特別基金」）以外で資金提供機関と北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC) との間に締結された個々の契約又は協約覚書に基づいて、NPAFC が当該機関より交付を受ける科学調査のための補助金又は資金に適用される。外部資金の目的は、委員会の方針、目標及び活動と合致するものでなければならない。
2. 事務局は、科学調査のための補助金又は資金を NPAFC を代表して外部の財団に申請することができる。申請書は科学調査統計小委員会 (CSRS) が作成、勧告し、NPAFC が承認する。外部資金の申請を折りよく行うことを促すため、年次会合から年次会合までの期間における申請に係る委員会の最終決定は郵送による投票をもってなされる。
3. 補助金又は資金は、NPAFC と資金提供元との間で締結した契約又は協約覚書に従って利用されるものとする。事務局は、資金提供機関との契約又は協約覚書の写しを要求に応じて締約国に送付することができる。契約書又は協約覚書を承認された資金被交付者機関の長と NPAFC 事務局長の間において作成することができる。当該契約書又は協約覚書は、承認された資金支出額に関する項目別費用明細及び資金によって取得された（又は取得される）設備類の明細表を含むものとする。
4. 資金提供元が補助金を承認した場合、事務局は折りよく前渡金の支払いを要請することができる。資金提供元より受領した当該資金は財政規則 21 に従って特別用途基金に繰り入れるものとする。資金提供元が前渡金を提供しない場合、プロジェクトの主任研究者は、事務局に対し、資金提供元が承認した金額の枠内において資金の前渡しを請求することができる。必要な協議の上、事務局長が当該前渡金が適当であると判断した場合、NPAFC 科学調査特別基

外部財団補助金

金より仮払金として支払を行う。特別基金から出金した仮払金は資金提供元より資金を受領した時点において払い戻すものとする。

5. 事務局長は各年次会合において特別用途基金の状況をNPAFCに報告する。

### 委員会の運転基金を使う共同プロジェクト基準

1. プロジェクトは、委員会活動の権限内のものでなければならない。
2. 締約国すべてがプロジェクトによる恩恵を受けなければならない。
3. プロジェクト提案は期待される利益が強調されており、プロジェクトに資金提供された場合、締約国がその利益を認識できるものでなければならない。
4. プロジェクトは、補助金又は各締約国の通常のプロジェクト運営予算を埋め合わせるものであってはならない。各締約国が承認した、進行中のプロジェクトの代わりに新しいプロジェクトを開始することはできない。
5. プロジェクトは、太平洋サケ類の生物学的解明を進め、又は持続性若しくは保護を促進するものでなければならない。
6. プロジェクトは特定の時間枠のなかで完成させるものとし、継続的な形での資金提供はしない。
7. プロジェクトによって、委員会の負債となるような継続的経費を生じさせてはならない。
8. プロジェクトに資金を出すことを承認する前に、締約国すべての合意を得なければならない。

運転基金基準

